

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成三十年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年十二月十四日 奈良県指令郡土第八一―三二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十年八月十四日郡土第五八六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十年八月十四日郡土第一八九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市柳本町二〇〇七番の一部、二〇〇九番の一部、二〇一二番の一部、二〇一三番及び二〇一四番二三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町二〇二二番地

金城建設 代表者 金城宏治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市柳本町二〇〇九番の一部、二〇一二番の一部、二〇一三番及び二〇一

四番二三の一部

下水道 天理市柳本町二〇〇九番及び二〇一三番の各一部